

事業場からの臭気

◇ 工場だけではなく
◇ 飲食店も対象になります

今までは労働安全衛生に関するテーマを書いてきましたが、今回は切り口を変えて事業活動をする中で多くの方々が対象となる悪臭防止法についてお話しします。

労働安全衛生法では作業員に対する健康被害を防止するために、各化学物質が規制されていますが、悪臭防止の観点でも生活環境の保全のために事業所から発せられる物質やにおいの強さにも基準が設けられています。

◆ 臭気について ◆
臭気は悪臭防止法という法律で人々の生活環境を保全するために規制が設けられています。悪臭防止法の対象は工場だけ

ではなく、飲食業を含むすべての事業場になります。

環境省の報告では令和2年度は15438件もの苦情が全国の自治体に受理されています。悪臭とは人が感じる嫌なにおい、不快なおいのこと

をいいます。不快なおいといっても感じる人によってもいいにおいだったり、気にならない人もいます。そのため、においに対しては「物質濃度」や「臭気指数」で基準が決められています。

◆ 「物質濃度」とは ◆
特定悪臭物質と呼ばれる不快なおいの原因となり、生活環境を損なう

おそれのある物質の濃度の中で、アンモニアや硫化水素など22物質が指定されています。

◆ 「臭気指数」とは ◆
悪臭の苦情の中には特定悪臭物質に含まれないものも数多くあります。



出典:環境省「悪臭防止法の手引き」(安曇野市ホームページより)

あります。

上記のような基準が各自治体により設けられています。物質濃度のみの地域や臭気指数のみの地域、両方の規制がある地域など自治体によりさまざまです。

また、それぞれの規制の中でも土地利用の形態に応じてさらに細かく基準が設けられており、

- 第一種地域 (主に住居用に設定されている地域)
- 第二種地域 (一種と三種の中間の地域)
- 第三種地域 (主に工場用に設定されている地域)

地域) があります。基準値は第一種が厳しく、第三種の方が緩いものとなります。一度みなさんの自治体でどのような基準となっているか確認してみます。とよいと思います。

◆ 何を守ればよいのか ◆
上記のように基準値は設けられていますが、具体的に何を守ればよいのでしょうか。守らなくてはいけないのは三種類あります。

- 1号基準 事業場の敷地境界線での基準
- 2号基準 煙突などの排出口での基準
- 3号基準 排水に対する基準

です。空気だけではなく排出する水に対しても悪臭基準があります。実際の苦情は住民の方が感じやすい敷地境界線での悪臭であることが多いです。

悪臭防止法は基準の順守義務はありますが、測定義務はありません。自分たちは慣れてしまったにおいでも周囲の人に対しては不快だったり、基準値を超えているケースもあるかと思えます。一度、適切な管理がされているか確認してみたいかがでしょうか。

(株アイエンス)